

日本 IBM 支部 争議ご支援のお願い

☆再雇用不当労 都労委で全面勝利命令

☆A I 不当労争議の和解協議が進行中

ジョブ型再雇用賃金差別争議は大きな山場

都労委において全面勝利命令が出されて大きなはずみとなる中、裁判所ではジョブ型に基づく適正賃金の立証の山場に、キンドリルジャパンとの間では制度改善についての春闘が山場を迎え、裁判所、労使交渉ともにこの争議が重要局面を迎えています。

都労委と裁判の傍聴に多数の皆様のご支援をお願い致します

ジョブ型再雇用不当労働行為申し立て（東京都労働委員会）

3月18日に全面勝利命令が出されました。

A I 不当労働行為（東京都労働委員会）

次回：5月17日（金）9時20分 都庁第1庁舎南1階集合
集合して控室までご案内します

ジョブ型再雇用賃金差別裁判（東京地裁民事33部）

次回：7月4日（木）13時10分より510号法廷（45席）
報告集会では争議団交流もあります



JMITU 日本アイビーエム支部

東京都港区赤坂2-20-6 川瀬ビル5階

TEL03(3583)9037

e-mail: kumiai@jmitu-ibm.org

JMITU
日本 IBM 支部

本日4月10日 3次スト決行

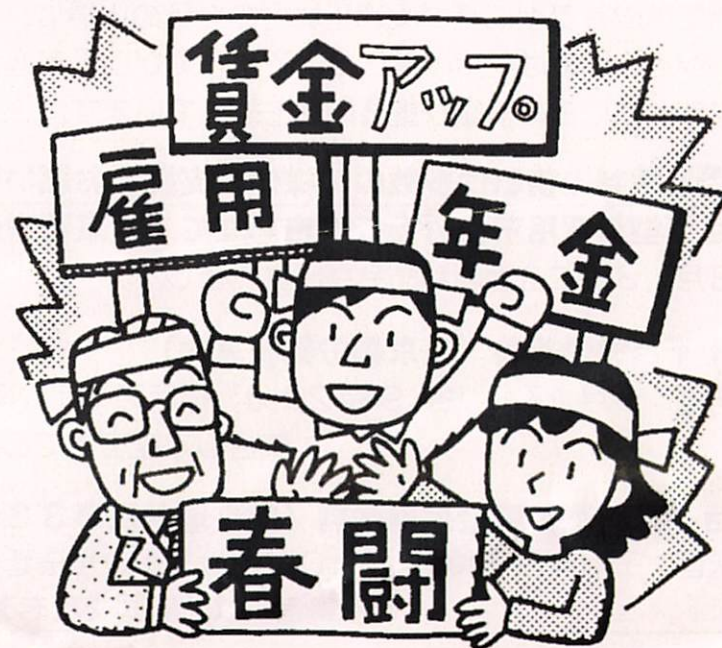
日本 IBM、キンドリルジャパンは 賃上げ10%を実施せよ

24春闘の3月6日の会社回答（1次回答）は、日本 IBM、キンドリルジャパンともに賃上げ要求に対して有額回答をしませんでしたので、組合は3月7日に1次ストライキ、3月14日に2次ストライキを決行しました。また、3月に実施した両社との団体交渉でも、両社とも有額回答をしませんでした。

そこで組合は、物価高騰を上回る賃上げをさらにプッシュすべく、両社に賃上げ要求に対する2次回答を要求しました。

2次回答要求では、24春闘要求書の内容に沿って、本給の10%引き上げ要求に有額回答すること、さらに、2024年度分の賃上げに加えて、賃上げが1回分少ない状況（2020年から2023年の4年間に3回）の中、少ない1回分の賃上げを2024年に実施することも要求しました。

しかし、2次回答でも両社とも有額回答をしませんでしたので、本日4月10日、第3次ストライキを決行しています。



JMITU 日本アイビーエム支部

東京都港区赤坂2-20-6 川瀬ビル5F

TEL03(3583)9037 FAX03(5562)0853 e-mail : kumiai@jmitu-ibm.org